

## 各種委員会

介護サービス事業所及び老人福祉法に定める老人福祉施設、有料老人ホームについては、各種委員会の定期的な開催が義務付けられています。

これらの開催頻度等を取りまとめましたので、適切な委員会の開催をお願いします。

### 1 委員会の種類及び開催頻度

#### (1) 種類

委員会の種類	
感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会	A
虐待の防止のための対策を検討する委員会	B
身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会	C
事故発生の防止のための委員会	D
利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会【令和9年4月1日から義務化】	E

※「感染症」に関する委員会について、施設※においては「感染症及び食中毒」と読み替えます。

施設とは、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホームを言います。

#### (2) 開催頻度

各委員会について、サービスの種類ごとに、次の回数を実施してください。

委員会	回数	サービスの種類
A	3月に1回以上	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、【養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム】
	6月に1回以上	上記以外のサービス
B	定期的	全サービスおおむね年1回実施してください。
C	3月に1回以上	短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、【養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム】

D	定期的	地域密着型介護老人福祉施設入所者介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、【養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム】おおむね年1回実施してください。
E	年1回以上	短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、【特別養護老人ホーム】

【】内は、老人福祉法に規定する老人福祉施設等の種類。

## 2 委員会に関する指導事項

運営指導において、よく見受けられる委員会に関する主な指導事項を掲載します。

委員会を開催した場合は、日時、出席者、検討内容等について記録してください。

- ・運営指導において、委員会の記録がなかった、または「開催日や出席者の記載がない」「検討内容が項目のみ」といった記録が見受けられます。委員会の開催内容が確認できるように記録をしてください。

委員会においては、運営基準に定められている当該委員会の検討事項を話し合い、その検討内容を記録してください。

- ・運営指導において、委員会で必要とされる検討事項が話し合われておらず、研修を行った内容となっている記録が見受けられます。この場合、「研修の記録」とみなされ、委員会を開催したことになりませんので、必ず委員会での検討事項を話し合い、その内容を記録してください。

委員会を開催した場合は、その検討内容を従業者に周知徹底してください。

- ・運営指導において、委員会の検討内容が従業者に周知されていない事例が見受けられます。委員会を開催した場合は、委員会開催後の会議で議題とする等、委員会のメンバー以外の従業者に対し検討内容を周知徹底し、そのことについて記録してください。

## 各種研修・訓練

介護サービス事業所及び老人福祉法に定める老人福祉施設、有料老人ホームについては、各種研修及び訓練の定期的な実施が義務付けられています。

これらの実施頻度等を取りまとめましたので、適切な各種研修及び訓練の実施をお願いします。

### 1 研修・訓練の種類及び実施頻度

#### (1) 研修

##### ア 種類

研修の種類	
業務継続計画に関する研修	A
感染症の予防及びまん延の防止のための研修	B
虐待の防止のための研修	C
身体的拘束等の適正化のための研修	D
事故発生の防止のための研修	E

※「感染症」に関する研修について、施設※においては「感染症及び食中毒」と読み替えます。（以下、「(2)訓練」を含め同じ）

施設とは、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホームを言います。

##### イ 実施頻度

研修について、サービスの種類ごとに、次の回数を実施してください。

研修訓練	回数	サービスの種類
A B C	年2回以上	特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、【養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム】
	年1回以上	上記以外のサービス（有料老人ホームを除く。）
	定期的	【有料老人ホーム】おおむね年1回以上実施してください。
D	年2回以上	短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、【養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム】
	定期的	【有料老人ホーム】おおむね年1回以上実施してください。

E	年2回以上	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、【養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム】
	定期的	【有料老人ホーム】おおむね年1回以上実施してください。

【】内は、老人福祉法に規定する老人福祉施設の種類。

(2) 訓練

ア 種類

訓練の種類	
業務継続計画に関する訓練	F
感染症の予防及びまん延の防止のための訓練	G
非常災害に関する避難、救出訓練	H

イ 実施頻度

訓練について、サービスの種類ごとに、次の回数を実施してください。

研修訓練	回数	サービスの種類
F G	年2回以上	特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、【養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム】
	年1回以上	上記以外のサービス（有料老人ホームを除く。）
	定期的	【有料老人ホーム】おおむね年1回実施してください。
H	あり※	通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、指定相当通所型サービス、【養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム】

【】内は、老人福祉法に規定する老人福祉施設の種類。

※非常災害対策に関する訓練については、消防法に規定する回数を実施することとし、少なくとも1回以上実施すること。

(3) 一体的に実施することができるかとされている研修・訓練

次の研修及び訓練については、一体的に実施しても差し支えないとされています。

研修	<ul style="list-style-type: none"><li>・業務継続計画に関する研修（感染症）</li><li>・感染症の予防及びまん延の防止のための研修</li></ul>
訓練	<ul style="list-style-type: none"><li>・業務継続計画に関する訓練（感染症）</li><li>・感染症の予防及びまん延の防止のための訓練</li></ul>
	<ul style="list-style-type: none"><li>・業務継続計画に関する訓練（非常災害）</li><li>・非常災害に関する避難、救出訓練</li></ul>

【留意点】

- ・一体的に実施する場合は、事業所において、それぞれの研修・訓練について実施していることを把握し、どの研修・訓練を実施したかが確認できるように記録してください。
- ・一体的に実施する場合であっても、感染症の業務継続計画に関する研修における、業務継続計画の内容の確認や周知等、それぞれの研修及び訓練に必要な固有の内容は盛り込むようにしてください。

(担当)

旭川市福祉保険部指導監査課介護担当

電話：0166-25-9849

Eメール：shido-kaigo@city.asahikawa.lg.jp